

第7回 議会運営委員会記録

- 1 日 時 平成30年3月2日(金) 午前11時14分 開会
- 2 場 所 議会委員会室
- 3 出席委員 8名
- | | | | |
|---------|---------|-----|---------|
| 委 員 長 | 高 田 保 則 | 委 員 | 宮 澤 一 照 |
| 副 委 員 長 | 佐 藤 栄 一 | 〃 | 阿 部 幸 夫 |
| 委 員 | 渡 辺 幹 衛 | 〃 | 小 嶋 正 彰 |
| 〃 | 岩 崎 芳 昭 | 〃 | 堀 川 義 徳 |
- 4 欠席委員 0名
- 5 欠 員 0名
- 6 職務出席者 2名
- | | | | |
|-----|-------|-------|---------|
| 議 長 | 植 木 茂 | 副 議 長 | 横 尾 祐 子 |
|-----|-------|-------|---------|
- 7 説明員 0名
- 8 事務局員 3名
- | | | | |
|---------|---------|-----|---------|
| 事 務 局 長 | 岩 澤 正 明 | 主 査 | 道 下 啓 子 |
| 庶 務 係 長 | 池 田 清 人 | | |
- 9 件 名
- 1) 議会改革について

○委員長（高田保則） ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

議長。

○議長（植木 茂） みなさん、御苦勞様でございます。引き続き議会改革について御検討、ひとつよろしくお願いたします。

1) 議会改革について

○委員長（高田保則） 前回の会議では、平成29年度検討する項目を個票に記載し、個票に記載の現状、課題に対し意見を交換し、提案事項を検討するかどうかを決め、検討することとなった場合は、どんな内容とするか、または、継続し検討するといったことを決めてきました。

5つの個票のうち、農業委員会委員の採決方法のマニュアル記載については、初回の採決方法を検証する必要があるということで継続検討となりました。もう一つの政務活動費の前払いについては、前向きに検討することとしましたが、平成30年度は実施せず、継続し検討を進めることといたしました。それでは、次に所管事務調査に関する提案について、協議いたします。事務局長、説明願います。

事務局長。

○事務局長（岩澤正明） 個票の3ページ、ごらんください。これ、二つの提案と一緒に記載されております。ナンバー8の提案でありました、日本共産党妙高市議団の優先順位5番目の提案と、ナンバー10にありました妙高葵クラ

ブの優先順位 2 番目の提案でありました。提案内容としましては、繰り返すようですが、ナンバー 8 につきましては、通年議会という意見もあるが、当面は定例会において次回定例会までの間の所管事務調査を承認することにより、常任委員会の機動性を高める。委員協議会ではなくて、ということでありました。

もう一つは、ナンバー 10 常任委員会の所管事務調査について、ということで、こちらは期間中、会期中のことでありましたが、会議規則第 105 条とマニュアル第 9 章（1）常任委員会第 12 項にあるとおり、所管事務調査は常任委員会で行うのが常任委員会の活性化にも繋がるということでありました。

次、事務局で、現状と課題を考えてみましたので、それを記載したのを読み上げたいと思います。1、2 ということで困ってある部分あります。閉会中、会期中ということで困ってあるんですが、共産党さんからの提案については、主に閉会中ということになるかと思ひますし、葵クラブの提案につきましては、会期中の所管事務調査ということになるかと思ひますので、分けて記載しております。

現状 1、閉会中の所管事務調査についてです。現在の状況ですが、管内視察、先進地視察が主である。閉会中については、委員会活動がなく、個人の活動が主である。現状の 2、会期中の所管事務調査につきましては、委員会としての所管事務調査でなく、個人的な調査となっている。調査内容の委員長への報告、これは所管事務調査したといった場合ですね、委員長への報告をすることになっているんですが、今の現状としましては、調査内容の委員長への報告は議会事務局から執行部へ提出と同時刻となっていることで、事後報告となっております。所管事務調査につきましては、常任委員会で調査事項を委員会で決定、議長に報告するというものがありますが、議決されていないという状況ということ、調査結果の報告がないのが現状であるというふうと考えております。

課題なんですが、閉会中の所管事務調査です。ボッチ、二つありますが、ダブっておりますので飛ばしまして、三つ目のボッチですが、執行部側の事務執行状況にも配慮し、あらかじめ調整が必要である。閉会中なんですが、急に言われてもちょっと難しいだろうということで、計画的な調査をしたほうがよいのではないかという課題です。

それと、ある程度具体性を持った調査内容として、議決が必要であるということですが、閉会中の継続調査につきましては、議会の本会議の最終日に議決をとることになっております。まあ、その点で議決が必要であるということでもあります。その下の 2 会期中の所管事務調査の課題ですが、これは読み物から取ったものなんですが、所管事務について積極的に調査を行い、次の成果が期待されている。①付託議案の審査に生かす、②所属委員が特定の調査事項について委員会としての意見を議案等として提出する、③執行機関を批判監視し、その独走をチェックする。

次のボッチです。常任委員会は調査事項等を委員会で議決する必要がある。これは後で、私の方で説明したいと思いますが、所管事務調査は委員会で議決する必要があるとして、会期中に 2 回開催となることから。委員協議会でどうか。これちょっと説明しますと、通常の常任委員会の議案審議が 1 回ありますが、そのほかに所管事務調査の内容を決めようということで委員会を開催すると、2 度会期中に委員会を開かなければいけないと、それはちょっと大変ではないかということで、簡易なというと失礼なんですが、委員さんが集まり決定する委員協議会でどうかということから書いたものです。

ちょっと飛ばしまして説明があります。6 ページごらんください。参考資料としまして、所管事務調査についての規定、(1) 地方自治法、標準会議規則の規定ということで、書いておきました。中のほどの②、会議規則の規定をごらんください。105 条、常任委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法、期間等をあらかじめ議長に通知しなければならない、という会議規則があります。常任委員会は議長に通知するという事なんですが、委員長がかってに通知することもできませんので、常任委員会で決定する必要があるということが、この会議規則の中身になります。

それと（２）ですね、上越市の閉会中の、これ閉会中の所管事務の調査状況についても、併せてお知らせしたいと思えます。上越市では、執行部から報告事項、妙高市ですと全員協議会で執行部からの連絡みたいな報告はあるんですが、上越市ではそういう報告事項は全員協議会で実施されず、常任委員会で報告されているということでもあります。その常任委員会での所管事務調査についてですが、議会事務局は、執行部に対し、閉会中に常任委員会で報告すべき案件がないか調査しております。そして常任委員会は、執行部からこれを報告したいんだというような案件が何項目あがってくるので、その中から決定をして、閉会中に所管事務調査を行っているということです。本会議最終日に、閉会中の審査について、案件を決め、議決しております。閉会中の所管事務調査については、次の本会議にて結果報告がなされております。突発的な案件が生じた場合のみ、委員協議会が開かれるということでもあります。

それで、もう一つ説明させていただきたいと思えます。事務局の方でこのように見直しができるのではないかといたたき台のほうをちょっとつくらせていただきました。４ページ、５ページになります。まず、わかりやすいところで、会期中の所管事務調査のほうの見直しの案ですが、５ページのほう先をごらんください。

現在の会期中の所管事務調査です。表の上、見直し前ということで書いてありますが、今、６月、１２月定例会の各委員会における付託案件以外の諸問題に関する調査、いわゆる所管事務調査事項については、発言通告書に調査項目、調査理由を記載し、委員長宛てに所属委員会開催日の２日前の１７時までに、議会事務局へ提出する、という規定がマニュアルではあります。見直しの案ということで、たたき台なんですけど、考えたものです。会議規則第１０５条の規定による所管事務調査は、次の要領で行うものとする。任委員会で所管事務調査の実施を要求する委員は、発言通告書に調査項目、調査理由を記載し、委員長宛てに所属委員会開催日の何日か前の１７時までに、議会事務局へ提出する。所管事務調査の実施を要求があった委員長は、所属委員会開催日の２日前の１７時までに、委員協議会を開催して、委員会としての所管事務調査の必要性の有無を決定して、どれを調査するか決定するという事です。③委員長は、所管事務調査の実施を決定したときは、調査事項、目的、方法などを議長に通知する。ということで、常任委員会の最後にですね、所管事務調査を実施することになるかと思えます。④所管事務調査の結果の取り扱いは、本会議への報告を行うものとする。⑤所管事務調査は、６月定例会、１２月定例会での行うことを基本とする。所管事務調査はいつでもいいんですけども、４回定例会あるわけですが、いずれでもできることにはなっておるんですが、３月議会、９月議会の予算、決算の時には、委員会ちょっと忙しいのではないかとということで、６月定例会、１２月定例会の実施を基本とするということで、実施要領の案を考えさせていただきました。

左側は閉会中の所管事務調査になります。今と同じ要領、同じ日にですね、所管事務の決定をするわけなんですけど、閉会中の所管事務について、上越市を見習いまして、本会議の、その決定するまでに、項目を提出してもらって、それを委員協議会の中で決定して、閉会中に何をするか、何を調査するか決定して、最終日の本会議で承認を得ると、議決を得るといような流れになっております。

ちょっと細かいところまで、案ということで出しましたけれども、まず現状、課題のところから入っていただいて、所管事務調査をどのような改善ができるか、というのを協議していただければと思えます。以上です。

○委員長（高田保則） 今、いろいろ説明がありましたが、いかがでしょうか。なかなか実際内容としては難しいと思うんですが。この案件については、日本共産党妙高市議団と妙高葵クラブの所管事務調査について、提案がありましたけど、今、説明をされたように、事務局のほうで、閉会中、開会中の両方でこういう案でどうかということでお示ししてもらいました。そういうことに対して御意見を伺いたいと思えます。

堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 閉会中はいいと思うんですけど。開会中の６月と１２月に所管事務調査をやっているというこ

とで、私も議員やって7年しか経っていないんですけど、その歴史的な背景があるようでして、昔は、決算、予算特別委員会でやっていて、6月、12月はその間に、委員会で、補正予算とかそんな程度だということで、今委員会の時間、割り時間あるというようなことで、今みたいな、本来の所管事務調査の形では大分ないような形ですとやってきているということなんですけど、その辺歴史的な背景、御存知の方いたら、ちょっとお伺いしたいんですけど。何で今みたいな形になったのか、逆に。

○委員長（高田保則） 佐藤副委員長。

○佐藤副委員長（佐藤栄一） 今、堀川委員言われたとおりだと思います。時間的に、非常に案件がなくて、早く終わるといのが、早く終わるすぎるとはではないかということで、出してきたのが元でありまして、本来の所管事務調査とは違って形だったと、私は思っております。

○委員長（高田保則） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 今、副委員長から始めてそんな話を聞きました。私、16年経つんですけど、そんな話、一言も聞きませんでした。なぜ6月と12月かというのは、暇だからとか、時間があるからじゃなくて、3月、9月の議会では、予算、決算だから、そのとき質問すれば、全ての所管事務については、質問できるんだから、議案としてなくても、所管する分野の質問はできるから、それはわざわざやらなくていいんだ。そういう説明は受けていたんですよ。それで、次に進みますと、その議会ですから、いろんな積み重ねだから、マニュアルもつくってるんだし、それ守るといのはいいんですけど、今の所管事務調査で何が問題かというとき、まず、開会中の所管事務調査、通告した人しか発言権がないんだよね、そうすると、1時間も2時間もその人だけしゃべって、ほかの人は何も、意見も言う機会もないし、疑問に思ったって聞くこともできない。それはそういうやり方が、委員会の機能を発揮する上で、プラスになるのかどうか、一通り聞いてもらえば、きっと向上に役立つわね、という話で終わってもいけないじゃないかと思うんです。それともう一つは、今度閉会中の、関連しますから言いますが、閉会中の問題について言うと、機動性というか常任委員会、やっぱり市民のみなさんの生活に密着するような格好、そうでないと、議会の最終日にもうあらかじめ決めた行動しかできない、それを補うために委員協議会という制度にしたんですけど、委員協議会と常任委員会とまったく違いがないかということ、そこら辺の問題点もあると思ったから、それは何とかしのぐ方法がないだろうか、それに合わせたマニュアルや何かがつくらんないということになれば、ダメだということになれば、今のままでもいいんですけど、何か問題点があればそれに合わせたような仕組みをどうつくるかということで、審議しなきゃいけないような気がするもので、よろしくお願いします。

○委員長（高田保則） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 私も所管事務調査聞いていたりすると、本当に個人の人はずっと結構、浅いという言い方失礼ですけど、課長のそば行って、実はこれ、昨年、何人だったとか、今年どうなんだみたいな形で、非常にあまりこう深いというか、おっきな根っこにあるような問題をどうするんだ、ということまではいつている所管事務調査は少ないのかな、そんなの課長とこ行って聞いてくればいいのかというような所管事務調査が数多くて、非常にいろんな項目に多岐に渡って、結果的に一人の人が一時間半やって、ある意味そここのところだけやっていけばですね、執行部もその人だけに対応をしているだけで、常任委員会としてどうなのかなというところがあるんで、特に、開会中の所管事務調査に関しては、今後、各常任委員会でそういった各団体と意見交換をするということも今年初めてやるということであれば、そういったところの団体の意見交換を交えて、一つのテーマなり、一つのその課題なりに、事前に、委員同士でいろいろ話し合いをしておいて、その時に出てきた、今度、こういうことを聞きますよというような、執行部の課長とかそういうところに集中して、各委員がその一つのテーマに対して、所管事務をどんどんやっていくというような形にしないと、その後、いろんなマニュアルとか見直ししなければいけな

と思うんですけど、そういった方向が今時点では、そんなに大きなルールも変えなくて、いいのかなという気がします。

○委員長（高田保則） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 開会中の所管事務調査については、私もまったく同じです。やっぱり、今のところ、言いっぱなしになってるんですよ。それを受けて、じゃあどうなの、とか、委員会としてどうなの、とかいうものもないし、本会議場で報告するということもないし、それで終わっちゃっているというのがもったいないという話。所管事務調査で取り上げるテーマについても、ほかの委員の皆さんも発言したいこともあると思うんですよ。それはおまん、自分でやりゃいいねかねと、こうなるかしれないけれども、やはり一つのテーマについて、ぐっと踏み込むということが議会の活性化につながるというふうに思います。また、閉会中のものについても、これやっぱり、今日の議連の委員長さんの報告にも、視察の報告にもありましたように、閉会中の期間も含めて、継続的な調査、討議、これが議会活動の基本だろうというふうに思います。よく市民の皆さんから、おまんた議会ない時に何やってんだみたいなことを聞かれるですよ。そういうことも含めて、閉会中の委員会活動というのは重要だと思えます。進めていただければありがたいというふうに思います。以上です。

○委員長（高田保則） 岩崎委員。

○岩崎議員（岩崎芳昭） 私もですね、やっぱり、議会の活性化、また、あの議論を深める、まあそういう意味では、今までの所管事務調査を聞いていて、いわゆる個人の質問という形で、基本はやっぱり委員会の調査なんだから、そこら辺はもうちょっと見直しをした中で、誰もが発言ができるような質疑の中身にするような形がですね、これをもっともっと議会とまた委員会の活性化につながっていくのかなと思っていますので、その辺検討していただければありがたいと思います。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 一つだけ聞かせてもらいたいんです。開き方によっては違うのはわかっているんだけど、実際の対応としては、どこが違うんですか、委員協議会。俺は費用弁償くらいかと思っていただけ。ほかはどんな違いがありますか。

○委員長（高田保則） 事務局長。

○事務局長（岩澤正明） 常任委員会であれば、きちっと会議録も起こしますし、委員協議会についてはただの協議の場、ただの協議の場という失礼ですけども、協議の場ということで、全然、委員会の方がレベル、比較してはどうかとも思いますけど、レベルの高いものでありますし、費用弁償についてもちょっと違いがあると思います。

○委員長（高田保則） 委員長交代します。

○副委員長（佐藤栄一） 交代します。高田委員。

○高田委員（高田保則） 今、いろいろ常任委員会の所管事務調査ということで、ご意見出ていますけども、私ども葵クラブもまさにそこなんです、委員協議会と常任委員会とどう違うかという一つの問題、それが今の所管事務調査のやり方、これは本来の、ここに書いてありますけど会議規則 105 条にもありますし、マニュアルの 9 章の 1 にも所管事務調査っていうの、明記してあるわけですよ。本来はそこへ戻るべきじゃないかということが私らの考えです。というのは、先程も話しましたが、今の所管事務調査というのは、各委員の個人の見解で所管事務調査をやっていると。今言った、1 時間もいろいろありましたけど、その間は何も提案する人以外は発言できないというのが一つの問題なんで、それは委員会として大事な問題かもしれませんが、その人に対しての、当局に対しての質疑応答が、ほかの人ができないというのが今、非常に問題な訳ですよ。そうすると、委員会調査ということで、全体的に合意した中でやれば、その問題に関して当局といろんな意見が交換できると、それがやっぱり本来の所管事務調査ではないかなというふうに思うんですよ。そういうことで、私ども葵クラブが委員会の活性化も含め

て、やっぱりそういうふうには所管事務調査というのは、委員長以下同じテーマで調査をするというのが本来的じゃないかな、ということで、今回は提案させてもらったということでございますので、それが、今、議会の活性化、委員会の活性化につながるんじゃないかなというふうに、私は考えて提案させてもらったわけです。以上です。

○委員長（高田保則） 委員長交代します。ほかにございませんでしょうか。佐藤副委員長。

○佐藤副委員長（佐藤栄一） 今の高田委員のおっしゃるとおりで、一人でやっているのじゃなくて、委員会の中で調査項目を決めていくということは、私は非常に一歩前進だと思っております。とうことは、テーマを決める段階で、議員間討議もやっていける形になりますので、例えば一人の方が提案したテーマについて、いやそれは必要ないんじゃないかという、没というのも出てくる、そして、いいなという意見に対しては、私はこう思う、ああ思うという、議員間討議をした上で、では、執行部に対してどういうふう聞いていくかという形が取れるんで、私としてはすごくいい形ではないかなと。本来の所管事務調査になっていく。そして、それは当然最終日に委員長から報告しなけきやいけないというふうになってくると思っていますので、これは一つの形で私はいいかと思います。それから閉会中のほうなんですけど、今、閉会中やっているのは、管内視察と委員会調査の二つしかないわけで、上越のほう、全協というのがない、だから結局委員会を開いて、そこで所管の委員会が説明を受けるという形であって、委員会のほうから、これを調査したいという提案よりは、執行部側からの提案を受けてやっているのが現実です。その中で、私どもがもし委員会側でテーマを決めて調査をするということになると、逆に言えば、上越市よりも上行くんではないかというくらいな気もあるんですけど、基本的には、妙高市は全協という形で全員が情報を共有できるというのが、私はむしろ上越市よりは進んでいるのではないのかなというふうに思っております。そんな中で、閉会中については、当然今度議決をしてやっていくわけですから、次の議会の最終日には委員長さんがそれについて報告しなければいけないという義務が生じます。そういった中で、それほど活発できるかどうかかわからんにしても、そういった枠をつくっておくことは大事なことだと思いますし、これについても当然委員会の中で項目を決めたり、調査事項を決めていくなきゃいけないという大変な仕事が出てくるわけですから、私は一歩前進できるのではないかなと思っております。今、管内視察の視察については、報告義務はなっておりませんが、これはこれでいいかなと思いますけど、もし調査についても報告をしたいという形を取るのなら、それもまた決めていけばいいことですし、もう少し今度調査する管内の施設なり、事業などを精査するのが大変かなという気はしてきますが、まあ、一歩前進していただければと思います。

○委員長（高田保則） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） いろんな意見もありますけど、例えば、付託議案が出されたときにね、もうすでに何が問題かってわかるわけですよ。そうすると、それに載っていないこと、例えば、けいなん病院が病棟を閉鎖するとか、診療科目を大幅に減らしたかというのが出てくると、付託議案になんかまずまずないと思うんですよ。そういうのが出てきた時は、これは新聞報道にあるだけしか知らないから、なんとかしなくちゃいけないんじゃないかと。予算、決算のときは聞くことができる。さっきも言ったようにできる。だけど、12月、6月にそんなこと出てくると、対応できないから、それは付託議案が出てきたときに、初日が出てきた時に、疑問だと思っている人は項目拾えるわけだから、それを初日の会議で、その委員会で協議すれば、それをみんなで取り上げようという話はまとまるんじゃないかと思うんだ。それと、さっき協議会の話もでたけど、協議会、今、道路事情や交通事情、特に広域になってきて、旧妙高村、旧妙高高原町から駆けつける議員もおられるわけだから、そういう点で言えば、その時の交通事故対応は、どんなふうになるのかとか、いろいろ考えると、旧新井でもそういうこと言えるんですけど、やはり委員会と単なる協議会とは扱いが違うんじゃないかなと思うもんですから、そういう対応も含めてなんとかしていかななくちゃいけないんじゃないかというのが、私の考えです。それは開会中のときの話で出るんですけど、

閉会中については、委員長報告したいと言えば、してもらっても構わんですが、私は、議運の委員長報告しましたけど、管内においては、昔の行っている春、秋の管内視察、今度一回になっちゃったから、そういう点でも調査したり、何かできるような方向で、基本的には、次の本会議で報告しなくてもいいような恰好で、弾力的に扱えるような方法があれば、委員会全体の認識が高まるんじゃないかなと気がしているんですけど、御協議をお願いします。

○委員長（高田保則） 今、渡辺委員から一つ提案がありましたけども、いかがでしょうか。

小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 仕事が大変になってくるというのはある。その委員長としてでもですね。そこが心配だったんですけど。委員長報告は、当然しなきゃいけないんだけども、今みたいな形で、本会議場で登壇してということよりも、ペーパーで報告に代えますというよな手段にでもしていただければ、そのそれはそれで、何らかの形で報告しなきゃいけないのは間違いないと思うんですけども、まあ、そこら辺は簡素化して、一言一句ですね、やるとかですね、こういう質疑はなかったのかとか、そういう細かいところまでは、またほかで聞いていただくことにして、大まかな決定事項というか、調査の結果だけペーパーで報告するような形にいただければ、これはまあ一つ前に進むのかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○委員長（高田保則） もう一つ、渡辺委員からその管内調査、今、二日から一日になったということで、それあたりの検討も必要じゃないかということの御提案だと思うんですけど。渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） それ今、小嶋委員言ったみたいに、簡単な報告で、済ませる。管内視察のときもしていないんだから、管内視察よりも上をいくような報告になるというのは、おかしな問題もあるけど、公費を使って活動して、何も報告しないでいたというのも、常任委員会が一生懸命、切れ間なく、市民の皆さんの暮らしを見つめてますよという宣伝を込めてでもやっぱり、形の上では報告必要だと思います。それで、春、秋、2回の話は、増やしてくれという意味じゃなくて、2回を1回にしたから、そういう点ではもっと機動性を発揮する部分もあっていいんじゃないかなという思い。項目がなければやらんでもいいわけですから。

○委員長（高田保則） 私の言い方、二日間を一日にしたという意味で私、申しあげたんです。まあ、その辺です。今の所管事務ということになれば、もう少し中身の濃い管内調査も必要かと思えますし、それに対して所管委員会としてどういう見解を出すかということも、また必要かなというふうに思うわけですけども、その辺いかがでしょうか。まあ、小嶋委員から議場でということじゃなくて、ペーパーで報告する案も一つ出てますけども。その辺いかがでしょうか。阿部委員。

○阿部委員（阿部幸夫） 私も聞いてて、せっかく所管いろいろ公務で動いている訳ですから、何もないということよりも、何らかの形で残していくということが、非常に大切ではないかなと。なぜかと言いますと、振り返ってみた時に、形がなかったということではやっぱり良くないと思えますし、そういう意味では一歩前進するんじゃないかなというふうに思います。

○委員長（高田保則） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 二日間を一日にするというのは、別に決めてあるわけじゃないですから、常任委員会で、この内容で言えば、管内視察は2日間必要だと思えば、二日間しているいいんです。別に制限しているわけではないんです。ただ、見るところが何もないというから、それで言っているのが、所管事務調査の恰好を常任委員会にすれば、別に現場がなくても、この場所で質疑もしてもいいんじゃないかと、外に出るのばっか、管外と言えば確かに外にでるけど、そうじゃなくなくて、所管事務の調査ということになれば、外に出なくとも、病院の例じゃないですけど、病院長と一緒に懇談してくるのも必要だかもしれないけど、ここでの医療体制どうするんだかという考えで言

えば、こんなかでの討議、あってもいいんじゃないかと、そういう意味で言ったの。

○委員長（高田保則） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） 私も、報告は必要だと思いますし、やるべきだと思います。ただ、管内視察に対しても、各委員長が募集をして、どこに行くかと、二日間だったのが一日になったとそういう経緯だと思うんですけど。結果は、担当課の課長が全部行程表を決めて、そここのところに行くのが現状だと思うんです。ちゃんと報告するということだったら、各委員がまず、どこに行きたいんだということをおおきく決めて、そこで、それを調整して、それに対する報告だったら、私は必要だと思うんですよ。委員会行くか。じゃあ何日する。これで担当課長頼むわ、という話になるのが今の現状だと思うんで、まずそこから変えていかなきゃいけないんじゃないかなと私は思います。そうすると、担当の委員長もそれに対する報告っていうのも有意義にできていくというふう思うんですけども、どうでしょうか。

○委員長（高田委員） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 今、宮澤委員言われたとおりなんです。実態は。だけどね、自分も担当してみて、そう思うんだけど、みなさんもそう思っていると思うけど、課長任せ、実際は補佐任せにしておく、都合の良い物件しか出てこないんですよ。何が問題点だか、探らなければいけない議会の立場とすれば、まるっきり関係ない。ここで住民の皆さんとの間にトラブル起きて、問題になってます、なんてところは、素通ししちゃう。普通はそうだね。感情的には。ただ、そこを丁寧に説明して、見せて、そのおかげで次の本会議でまたがっちり質問されたなんて、いうと、それも切ないもんだから。そういう感情もあるというのも皆さん前提にしておいてもらって、場所の選定も任せてもいいんだけど、ルートの問題もあるし、任せてもいいんだけど、やっぱりチェックして、ここに行くんなら、もう一つこの場所を入れてもらいたいとか、そこへ行く前に、この問題についての説明をしてほしいとか、というようなやり方をしないと、何もペーパーにしる報告したって、市民から見りゃ何にも意味ない。ただ、やって、うまくいっているとこだけ、視察しているだけじゃないかって、話になっちゃう。

○委員長（高田委員） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 正しくその通りでありまして、私も過去にはそういう立場におりましたので、確かに今見られると困るというのがあります。けども、今立場を変えてみますとですね、そこに議員としての存在意義があるはず、でありますので、日頃から議員という立場で、どこが問題なのかという把握していく姿勢も必要ですし、それをまた、形としてきちっと整理していく。物を申していく。それが政策提言、議会としての政策提言に繋がっていく。そういう仕組みは基本的なところでね、やっぱり押さえていかなきゃいけないんじゃないかというふうに思います。

○委員長（高田委員） では、まとめではないんですが、共産党さんの提案、葵クラブの提案、一応両方とも所管事務調査についてでございますけども、結論的には、所管事務調査は現状の個人ということではなくて、委員会として事務調査をやるということが望ましいということで、これは皆さん、よろしいでしょうかね。それから、開会中、閉会中の問題ですが、開会中については、きちんと、12月、6月に調査報告をやるということによろしいわけですね。渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 私の思ったのは、簡易報告でとどめると。開会中ということになると、委員会の後で、どんな審議されたかというのはあれだけど、今の状況をみていると、総括質疑で問題点がいろいろしたのに、付託案件の審議する時には、委員長報告に一言も載らないという問題点もあるわけですよ。付託案件でも何でもないけど、所管事務調査で入れようとしたのを、わざわざ委員長が報告するというのも、それも変なもんだ。そこら辺では報告は簡易にするということできれば。それと、付託案件で報告で、委員長報告の時との兼ね合いについては、

改めて相談させていただきたいなと思っています。今の委員会の中だろうが、閉会中であろうが、議会でであろうが、結果は、やり方はね、今みたいに一人じゃなくて、全部で討議するのは必要だと思うんです。そこまで皆さん良いいってことになったんで、その報告は簡易にして済ませたい、それでいいんじゃないかなと思うんです。そして、個人の所管事務調査について言えば、私自身もそうだけど、止めたこともあるんです。それは所管に行って聞いてくださって、ストップかけたこともありました。そういう点で言えば、普段の活動の中でしのげるものはしのいで、どうしてもみんなで検討しなくちゃいけないという問題を取り上げるような委員会調査にできないかなと。

○委員長（高田保則） 今、渡辺委員から補足ありました。要するに所管事務調査というのは、委員会全員で同じ調査項目を調査すると。それが、基本的にやると。個人からこういうのをやってもらいたいというのは、委員長に提案し、委員会の中で協議するかしないかというのを決めてもらえばいいと思うし、いずれにしろ、所管事務調査は委員会全員でやるというのが、基本であるということでもよろしいでしょうか。じゃあ、お願いいたします。佐藤副委員長。

○佐藤副委員長（佐藤栄一） そこまで決まってきたんなら、私は6月議会に取り組むべきことじゃないかなというふうに思いますんで、これは早めに議運で決定したものを、全協で諮っていただいて、ここに三常任委員長さんいらっしゃるんで、その辺はすぐできると思うんで、そういったものをすぐに下ろしていくというのが、議会改革の進め方の早いところになるんじゃないかと思うんで、その辺御検討をいただきたいと思います。

○委員長（高田保則） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） そうなると実際、3人委員長ここにいらっしゃいますけど。当然、常任委員会としてテーマを決めて、6月と12月にやるとなると、事前に期限切って、こういうことをやるというようなことを出してもらって、それで事前に委員会開いて、いくつかするんだっていうのを決めて、執行部側に今回これについて、所管事務調査やるので、質問事項書いて、形的には最初に、このことについて所管事務調査を行いますって言って、じゃあ担当課長って言って、御質問あったことについて、こうこうこうだって、自分達のいわゆる答弁をして、それについて、じゃあ各委員って言って、再質問みたいな形で委員長さんが仕切っていくという形になると思うんで、やっぱり6月にやるといっても、前の方に何回か、委員会はやらなきゃいけないと思うんで、その辺委員長三大上部でしようか。

○委員長（高田保則） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） やるんであれば早くという佐藤委員の考えに表明するんですが、やり方については、三常任委員会でバラバラになってはまずいんで、ちょっと委員長同士で協議、また議運の委員長さん、副委員長さんも含めて協議させていただいてその上でやっていただければありがたいなというふうに思います。

○委員長（高田保則） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 私のイメージしたのは、さっきもちょうつと言ったんだけど、3月、9月にやると思ってなんです。6月議会はスタートだと思って、6月議会は報告じゃなくて、スタートだと思ってなんです。それで、議案の告示があったときに、付託議案以外だったら、各委員の皆さんに出してもらって、それを本会議の3日前までに、一般質問の通告すると同じようなときに出して、そして、一般質問の2日のうちの最終日でもいいですけど、その日の委員会で何をやるかというのを決めて、そして常任委員会で、一番近いのは一日しか間ないかもしれないんだけど、そこへ振るといえるか、もっていくようにすれば、今の流れの中で対応できるような気がするんですけど。そうしないと、行儀になってしまいます。

○委員長（高田保則） 今、渡辺委員の言うことは、事務調査の報告は9月ということでしょうか。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 俺のイメージでは、9月から最初の報告が始まるんじゃないかな。6月の議会では、何を審

議するか決めてもらって。6月議会の委員会の後の所管事務調査のときは、全員が発言できるように、その項目は最初の付託議案にないものをそこで拾って、一般質問の通告までに出して、一般質問の日でもいいし、本会議の初日の日でもいいかな、委員会を開いてもらって、そんな時は委員協議会というのかどうか知らんけど、開いて、項目が決まれば、それを当局へ通告しておけば、余裕は4日くらいあるわけですから、そう思っているんですけど。もっと早いほうがいいですか。

○委員長（高田保則） 暫時休憩します。

休憩 午前12時02分

再開 午前12時04分

○委員長（高田保則） 休憩を解いて、会議を続けます。委員会が主体となってやること。開始は6月議会からやるということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） はい。所管事務調査については、この辺で終わりたいと思います。暫時休憩します。

休憩 午前12時35分

再開 午前12時31分

○委員長（高田保則） 休憩を解いて、会議を続けます。午前中に引き続き、3番目の案件に入りたいと思います。これは、妙高クラブさんからICT環境整備ということで提案があります。事務局、説明願います。池田係長。

○池田係長（池田清人） 私のほうから簡単に説明させていただきます。7ページをごらんください。提案会派は妙高クラブさんであります。提案の内容については、ICT環境整備ということで、①市役所5階に制限付きWi-Fiの設置、②ICT機器の使用に対するルール化、ということで、これについては、詳細ということで、8ページに詳細な提案がありましたので、そちらのほうも一緒にごらんいただければと思います。

7ページに戻りますが、まず現状といたしましては、このICT環境の関係について申し上げますと、市役所5階のフロアでは、議員の皆さんが議会活動及び政務活動としてインターネットを自由に使用できる環境がないという状況です。また、インターネットを使って議会活動及び政務活動に関する情報収集する場合については、現状では、議員個人が所有するICT機器、タブレットであったり、スマートフォン、そういったものでデータ通信をしております。ポチの3番目ですが、会議室内でのICT機器の持ち込み、使用に関するルール等はございません。一部関連すると思って参考までに載せてありますが、会議規則第156条ではそちらに記載のように、参考のためにするもののほか、新聞紙又は書籍の類を閲覧してはならない、という規定しかないという状況であります。県内で持ち込み可としている市は、9市ございます。9市のうち二つはですね、持ち込み可としているけども、実際に持ち込みしている議員さんはいないというところもあるようであります。

次に、課題の方になりますが、ICT機器等を活用した効率的な議案審議や情報収集が必要であります。議員の皆さんの間では、ICT機器の使用頻度の差ですとか、議会全体としての使用頻度などから、全て公費とするということに課題があるのかなということと、Wi-Fiを設置するには、セキュリティ関係から既存の庁舎ネット回線とは別に回線を設ける必要があります。若干であります。維持管理コストというのが必要になってくるということ、それと、ポチの3点目です。会議中における、審議内容と無関係な、インターネットとつながるそういう機器を持ち込んだ場合の話ですけれども、会議中で、審議の内容と関係のないサイト閲覧ですとか、メールの使用そういったものについては、これは監視することに限界がありますので、使用については各議員のモラルとかそういったものによらざるを得ないかなということです。次に会議中のICT機器使用については、本会議と委員会、また執行部の使用などについても、併せて検討する必要があるのかなというふうに思います。それと、最後のポチです

けども、委員会におけるICT機器使用については、審査の方法についても検討する必要があるのかなということ、これは実際ですね、審査の方法というのは、今委員会の審査は、議案に対して、Aさん、Bさん、Cさんというふうに順番に、今、うちの委員会ではそういう議事運営なされてますけども、これも、事業ごととかにこう順番にやっていくとか、そういったことでやったりする、何と言いますか、タブレット端末等を活用しながらやる場合には、委員さんごとにやると、委員さんの質問の順番ですとか、そういったものもあって、資料のあっちだったり、こっちだったりするようなこともあるんで、そうならないような工夫が何か必要なのかなということを書いてあります。以上で終わります。

○委員長（高田保則） このICT関係は、28年度のときに議運で飯能市へ視察に行った経過があるんですが、その時については、当議会としては時期尚早ではないかということで、審議継続してないわけですけど、ここに来て、妙高クラブさんからこういう提案が出てきているということでございます。これについては、課題にもありますけども、個人だけでは駄目で、議会だけでは駄目で、執行部との連続も必要だということでも必要ではないかと思うわけですが、また、飯能市に行った場合、タブレットの個人配布のときの個人負担だとか、Wi-Fiのときのランニングコストだとか、いろんなものがあるということでお聞きしたわけですけども、それらを含めてぜひ討議をしていただきたいというふうに思います。堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） これ、妙高クラブで出した案件で先日、妙高クラブで隣のICTといいますか、タブレットに関して先進的な上越市のほうに、23日に行ってきました。それで結論から申しますと、非常にこういう分野ですので、議員さんにも差がありました。当然使わない人は使っていないし、使える人は先生みみたいな形で使っているということで、ただ進めていく上では、使えない人に合わせては駄目だと。ですので、使えるようにしておかなければいけないというのが第一点です。ですので、オラそんなの使わんし、って言っている人に合わせているんだと、いつまでたっても使えないということで、ぜひ使って効率化ですとか、見える化をしたいというような人たちに標準を合わせるというのが第一なので。後、コスト的なものも、基本的にタブレットは、市からの貸与という形で、議員がやめれば返すという、貸与という形ですし、ランニングコストに関しては、政務活動費で議員全員が出してですね、行政側と折半というような形で、議員の方もランニングコストに関しては出すと。月々のものを出しているというようなことで。後、実際の使い方ですが、一般質問のときに原稿を読まないで、タブレットをやりながらですとか。使っているときに、特に委員会あたりでそうですけど、先程の、今度、所管事務調査とかになると、例えば、写真をプロジェクターに出しながら、写真を見たり、議員さんが同じデータを見ながら協議したりとか、本会議場ではまだしてないらしいんですが、委員会のときに、より詳しく専門的に細かなところまでやるときには、映像ですとか、写真ですとか、そういうのもそういうのを使ってやられていると。おそらく動画あたりも見ると思うんで、ですので、多分、私もそんなに詳しいほうじゃないんですけど、まあ、小委員会なり、うちの会派で詳しい、村越さんが、もうちょっと、こうしたらいいみたいな、今、これは使うためのなんとなくの、出していますけど、もっと具体的にこうしたほうがいいんじゃないかという、ある意味マニュアルですとか、こういった機材がいいんじゃないかというようなのを、小委員会つくるなり、会派妙高クラブで出ささせていただいて、それに対して、どうだっというような形にしないと、おそらくかなり差がありますので、ここで話をしている、良いとか悪いとか無理だと思うんで、ぜひそういった形で、とにかく使えるためには、じゃあどうしたらいいんだというような、提案を出すような方向でいきたいと思います。

○委員長（高田保則） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 私も、堀川委員、一番最初に言われた、使えない人に合わせるというのはそれは無理ですわ。私も総務課にいた時に、例規集のデジタル化ということでやらせていただきました。一番抵抗があった、というところ

失礼ですね、議員の皆さんに御理解いただくのが、オラ、パソコンなんか使えないんだ、どうしてくれるんだというような話も聞かせられて、ペーパーでやったりしましたけど、すごい量になるんですよ。それがCD-ROM 1枚で済むわけですよ。それで、議会が終わればすぐ反映できるですよ。一番最新のやつができる。そういうふうな経験もさせていただいてます。ですから、できるところからやっていると。全部足並みそろえてやるというのはこれは無理だと思います。できるところから、環境を整えていって、ああこんなにいいのかなということ広がっていく、というのが基本に必要なではないかなと思います。ぜひお願いいたします。

○委員長（高田委員） 上越市、妙高クラブさん視察に行かれたと、私もこの前議員交流のときに、江口議運の委員長と、ちょっとそういう話をしてきたわけです。むこうは、やるってもんさ、という話のなんさね。できない人はできるようにしてもらおうということで、できる人からやっていくということでございます。ただ、その時、ペーパーとタブレットと両立だということで、議会は今やっているとお聞きしているんです。もう一つは、ここにも課題になっていますけども、当局側とのつなぎこみと言いかすか、それが多分一番大事だと思うんで、飯能市も議員だけじゃなくて、当時、部長クラスまで情報を共有できるシステムをつくっているということなんで、その辺ですよ。今提案にはそこまでは書いてないんですが、議員だけのものであるか、当局側も含めたものであるか、もう一つは、それが議員力を高めるという問題もあるし、市民に対しての議会改革という表明になるのかというその辺も幅広く検討する必要があると思うんです。これ、個人がやるっていうんじゃなくて、議会がやる、当局がやるということで、さっき言ったランニングもかかりますんでね。まあ、それを含めて検討する必要があるんじゃないかなと私は思うんですけど。いかがですか。

小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） ここで提案があるのは、環境の整備なんですよ。ですから、使える人は使えるように、していこうと。例えば、9月議会でも行政評価のことを例にして質問されていた方も何人かおられました。あれ自体は、ものすごい数、何百ページなんですよ。あんなの紙で落とせるわけないんですけども、具体的な数字だとか、仕組みだとかというのは、全部書いてある。それを見ながら、当局と議論するという環境を整えればですね、後どう使うかというのは、いろいろやっていくうちに、いろんなアイデアが出てきたり、必要な部分だとか、妙高らしい改革というのが出てくると思うんですけど、まずはですね、この提案にあるICT環境の整備、こういう場合は持ち込んでもいいですよというルール化っていうのをまずやるべきだと、それから先にもっといい使い方というのがやっているうちに出来るんじゃないかなと思うんですが。最低限のところをこの議会改革で今は進めるべきではないかというふうに思います。

○委員長（高田保則） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） やっぱりですね、上越市に行ったときもそうなんですけど。厳密なマニュアルというのはつくれないそうですわ。仮につくったとしても、先程議場でメールですとかというような禁止行為があったとしても、実際に、やっているか、やっていないかは本人にはわからないので、議員自体のモラルということで、動いてるというようなことでした。ですので、細かいマニュアルをつくっても、それはそうしているかどうか自体で、というのが、例えば、今の段階では、新聞紙又は書籍の類、参考のためにするもののほか持ち込んではいけないというのも、タブレットにしてしまえば、そこに、本当に関係あるかどうかというのはわからないということで、本当にその議員個人の資質に任せている部分が多いというような話もありましたんで、ただ、やっぱり使いたい人にしてみれば、おそらく膨大な資料の中から一般質問とか、総括のキーワード検索して過去の一般質問の答弁、すぐ引っ張ったりだとか、だから使えるようにして、徐々に使い方というのは、いろんなこういう使い方でもできるんだよってことで、議員の中でやり取りしたり、本当は、理想的にいけば執行部もタブレット持って、紙ベースなんか一切

なくてやればいいんですけど、まずは議員が使って、使いこなせるように、少しでも使っているような人を増やして、議員がここまで使いこなしているんだから、こんな便利なんだから、なかなか執行部もこういう形で、課長さんたち皆さんどうですかねというような形にしないと、横一線で用意どんって言っても、なかなかこれは個人のスキルの差があるので、です、使える人、会派ごとに習っていると書いていました。会派の中にも、使える人、使えない人がいるので、会派の中で使える人からみんな勉強しあいながらってことあったんで、です、まずは使えるような環境を整えると、ということが第一歩かと思います。

○委員長（高田保則） 今、小嶋委員、堀川委員から意見出ましたけど、環境を整えるということ、それについては、今ここにありますが、会議規則第156条のこの文言をどう解釈するかというものと、確か議員必携の中にも同じようなことが、議場への持込みの禁止条項が大分あるんですが、その辺をどういう表現で持込み可能にして、環境を整えていくかっていうのは、まず当面は、そういうようなことが第一歩であるようなきもするわけですが。基本的には、この間もありましたけど、飲料水も本会議場に持ち込めないという私ども申し合せですし、委員会は持ち込みいいんだけど、本会議場は駄目だという、私らの申し合せで、そこまである程度厳しくやっているものですから、今の議員のモラルに任せるのがすべてで、それでいいかどうかという問題が一つあるので、その辺も一つ討議してもらいたいと思います。まず、環境を整えるというのが大前提なんで、できるかたは持ち込みをしてもいいよってふうするのか、どうか、ですよ。

渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 局長に聞きたいんですけど、傍聴者の席ではどんなふうな規制になっているんですか。昔は、取締規制だなんて言って、電子機器なんかもちろんですけど、全て駄目だった。犯罪者みたいな扱いだった。この頃は傍聴に関する規則だとかなんとかだとか書いてあるような気がする。俺、見たこともないんですけど、当市はどうなっているか。

○委員長（高田保則） 局長。

○局長（岩澤正明） 名前は、妙高市議会傍聴規則ということになっておりまして、傍聴人が守るべき事項ということの中の、第7条なんですけど、第7条7号の中では、携帯電話、パソコン等の電子機器類を使用しないこと、ただし、報道関係者が議長の許可を得た場合は例外なんですけども。今のところ、傍聴人については、携帯電話、パソコン等の電子機器の類は使用しないこととなっています。それは、議会の審議の邪魔にならないように、音を出さないような配慮からだというふうに思います。

○委員長（高田保則） そういうことで、環境を整えるという意味では、私、言いました、156条をどうやって解釈するかというところが、一番だと思いますが、その辺いかがでしょうか。

堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） そうですね、156条、会議の参考資料にするもの以外持ってきてはいけない。タブレットがその以外のものかということもそうですし、例えば、手帳ひとつ持って来て、それこそ講演会の名簿調整していても、何やっているかというのは、本当、本人だけしか外わからないんで、なかなかこの辺は、非常に議員の、そのあれによるところが多いんで、あんまりこうですね、これもやっちゃいけない、あれもやっちゃいけないという一般常識の、小学生が赤信号渡っちゃいけませんなんて言っているような、そんなところまで決めなきゃいけない、そんなことまでやられなきゃいけないのかということのもあれなんですけど、ここはあくまで、必要だと本人が思って、タブレットを持ち込んでですね、検索したりいろいろしていたりしているわけですし、このルール、機械を持ち込むこと自体が、このルールに違反しているということでもないと思いますので、私はこの辺、小委員会かなにかつくってですね、ちょっと、なかなか専門的なことですか、機材を何にしたらいいか、その辺もありますので、小

委員会か何か作ってですね、とにかく前向きに進めるための何か次のステップに行くために、小委員会で揉んでもらうと、かなり専門的な知識を持っている人達の中で作ってもらって、そこで、この場でもいいですし、全協でもいいですし、こういうふうにやりたいんだけどどうだというような意見にしていかないとですね、なかなか今のこの議運のメンバーだと、なかなか前に進まないと思うんで、そんな形でお願いしたい。

○委員長（高田保則） 私、言うのは、156条の解釈だから、タブレットなりパソコンを持ち込んでいいか、どうかというのが、環境整備の第一歩だと思うんで、内容どうするかというのは、ただWi-Fiを設置するとか、そういうのは、ちょっとこの委員会だけでは駄目だと思うんで、156の解釈をどうするかというのは、私はここでもいいと思う。

○堀川委員（堀川義徳） 156条ということになると、今でも電子機器というか、タブレットとか持ち込んではいけないとはなっていないはずだと思うんです。なってるんですかね。

○委員長（高田保則） 局長。

○局長（岩澤正明） 今、会議規則ですね。会議規則だけの解釈だと思うんですけども。書いてないからよいということとかいいことですかね。私は、参考のためにするもののほか、新聞紙、書籍の類を閲覧してはならない。電子機器もペーパーであるか、電子機器として参考書の類としてみるかどうかという解釈だと思うんですが、もうほかの市では電子機器の類、本が電子機器になっているという理解でもう入っているというところですので、私もそれはいいんじゃないかなというふうに解釈しています。

○委員長（高田保則） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） これはですね、今まで解釈云々する必要がなかったからいい悪いって、でてなかったんじゃないかなと、私は思うんですよ。だから、やっぱり参考のためにするものであれば、これはどういう形であれ、いいと見るべきじゃないかというふうに思います。小学校の教科書すらですね、モバイルパソコンでやろうというふうに予算化もされつつあるような状況ですから、この解釈は、参考のためにするものということで、閲覧してはならないというのは、その新聞は他の記事もいっぱいでてくるから、そんな広げていられたら困るよという程度の話で、やっぱり参考にするべきものはここで解釈きちっとすべきだと思います。

○委員長（高田保則） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 解釈の問題だと思います。例えば、おそらく、今の携帯の話も音が出て、会議に邪魔になるからということで持ちこんじゃ駄目だということですし、当然今の解釈で、必要という資料が紙なのか、タブレットなのかという問題だけであって、着信音が出たりですとか、タッチする音が出たりとか、が駄目だよというような、くくりをいわゆる電子機器の持込みに関しては、音が出ないように配慮するようなことを作れば、今現在、例えばタブレットとか携帯を持ち込んじゃいけないと書いてあればそれはNGですけど、書いてないということはやっぱり解釈の仕方、必要なものであれば電子機器であろうが、こんな大きんなテレビみたいなものが持ち込まれればそれは邪魔かもしれませんが、そういった意味では必要なものであれば、その会議の邪魔にならない、音が出たり、なんか光、強い光が出たりというようなことがなければ、基本的には解釈の仕方を持ち込んでいい、逆に言えば、今だって、別に会議の妨げにならなければ、パソコン持ち込んだり、タブレット持ち込んだりとかしても、お前何で持ち込んでるんだということには逆にならないと思うんですよ。ですんで解釈だと思います。

○委員長（高田保則） 解釈の問題だというのは、私も正しくその通りなんですけど、ただ、参考になる、例えば例規集を持ち込むかどうかというものと違うのは、例規集のほかにもいろんな情報がタブレットには入っているわけですよ。議会と関係ない情報も入っていると、その辺がここにも書いてある、議員のモラルをどうするかという問題が一つ加味しなくちゃいけないと思う。そこがひとつのウイークポイントだと思うんですよ。ですから電子機器を持ち

込んじゃいけないと確かに書いてはないんですけども、参考となるものについての検索は、これはいいと。ただ、場合によっては、参考にならない検索もできるというのが電子機器の大きな特徴なんで、その辺の議員のモラルをどうするか、またルール化をどうするか、というのが、前提なんで、私はまず 156 条の解釈を、というのはそこを言うわけなんで。

小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） それはモラルの部分なんですけども、少なくとも私どもは市民から選ばれた人間でもありませんし、議員のモラルと言われるとね、非常にちょっと違和感を覚えるんですよ。まず、モラル、手本にならなきゃいけない人間じゃないかと、私は思っていますので、そこまで細かくですね、これ見ちゃ駄目だとか、あれ見ちゃ駄目だとかいう話ではないような気がするんです。パソコンを庁内で導入したときもですね、こういった問題はありました。けども、規制は追っかけっこといいますか、どこまですればこれがきちっと守れるかという、規制だけではやっぱり駄目なんですよね。一人一人のモラルです。これはやっぱり、議長通達なり、そういったことできちっと指示すれば、それ以上のことは本人の良識ということになると思います。

○委員長（高田保則） いかがでしょうか。環境を整えるということで、今の会議規則 156 条の解釈を持ち込みを可とする解釈にしていくという、それがまず第一歩というふうに思うんですが、その辺いかがですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 今度、そういった解釈で電子機器を持ち込めるような状態にしたときに、その持ち込んだ時にその会議の妨げになるような行為をストップするような、それは付け足さなきゃいけないと思うんで、その電子機器を持ち込む場合は、さっきの音ですとかそいったのを持ち込んだときにありうる想定をそれを規制する何かは、今度、新しく電子機器をという、新しい想定の商品物がきたわけなんで、それを想定して、何かやっぱりそのルールづくりはいると思います。

○委員長（高田保則） じゃあ、まあ一応、基本的には 156 条の解釈では電子機器の持込みは可とするということよろしいでしょうかね。それについては、堀川委員から提案のありました、この②の ICT 機器の使用に対するルール、これ我々だけではなかなかわかりませんので、ちょっと詳しい方の何人かの委員会なり、グループを作っていたら、そこで検討していただくというようなことにしたいと思います。私自身も ICT とは何ぞや、それすらわからないような状態でございますので、まあその辺いかがでしょうかね。ICT、今のタブレット、パソコン、中身をどうするかというルールはやっぱり詳しい人でないとなかなかルール化といっても難しいような気もしないでもないんですけども。

宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） すいません。そうすると、その件に関しては、委員長として、例えば小委員会をつくって、設置してそこで議論をして、後はまたここで報告してもらって、揉んでいくという、そういった形だというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○高田委員（高田保則） 今、環境ということは、まず、持ち込みを可とするところが、一番、第一歩だと思うんです。その後の使用方法については、ルールできるまでには、それこそ議員のモラルでやっていただくということですが、ただ、いつまでもモラルってことじゃなくて、ある程度のルール化をしなくちゃいけないということでは、それについては、小委員会なり、グループなりで検討してもらって、報告してもらって、ここで解決するというのでしたと思いますし、もう一つの Wi-Fi の設置ということですけども、これについては・・・。

宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） すいません。私の言いたいのは、まず、I C Tの機器に関しては、我々は専門でないということで、委員長おっしゃられていたんで、ですから、それをまずもっと、より一層詳しい方々でまず委員会を設置して、議論するというをひとつ提案されているということによろしいのでしょうか。

○高田委員（高田保則） ルールについて、使用ルールついて、検討してもらおう。ここに、最初の環境整備については、環境というのは、持ち込んでいいか、悪いかというのが環境整備だと思うんですよね。それは持ち込んでいいということで皆さん今・・・。

宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） すいません。それは、ですから、先程来おっしゃられていたんで、そこは決定されたことだと思うんですよ。私は、2番目のI C T機器に関してのことで、先程来、堀川委員からおっしゃられていて、それで今、小委員会をつくと、そこで揉んでいくということで、考えたらどうだということ委員長のほうから提案されたというふうに、私は理解したんですけどもそれでよろしいのでしょうかということなんです。

○高田委員（高田保則） はい、その通りです。堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） なんかこの件だけ小委員会つくと、この件だけすごい重たいような気がしていけないんで、一応妙高クラブから提案したということで、まあこんな形でどうですかというような形で作ったんで、もうちょっと細かい提案という形で出したほうが、じゃあないと、誰を委員にするとかで、ですね、じゃあ誰が詳しいのか、各会派から詳しいもの出せと言われてたり、誰が委員にするんだという話もあるんで、これ妙高クラブから出したということで、使うということを前提としたもう少し具体的な案を妙高クラブとして、この改革に対して、提案させていただきますというようなことをテーブルに出して、また揉んでもらったほうが進めやすいのかなという気がするんですが。

○委員長（高田保則） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 確認をさせてもらいますが、今、持込みは可ということなんです、議場への持込みは貸与されたタブレットなのか、それとも自分の持っているパソコンまでなのか。例えば、議場は貸与されたタブレットだけだよと、後はここでコンセント差し込んでやるのは自分のパソコンでもいいよ、そこら辺の解釈はどうなんですかね。

○委員長（高田保則） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 上越に行ったときには、その大きんな、i P a d P r oという結構大きな画面のやつを全議員に貸与していると、基本的に議会活動とか、議員活動の仕事はそれでやるというようなことなので、当然、いわゆる議場、議会の仕事ですとかそういうのは全部、貸与されたものに入っているということで、それには貸与されているパソコンというか、タブレットがないと、今の状態で、W i - F iだけ整いました、後は皆さん個人のもを持ってきてくださいということになると、パソコンだったり、大きいなタブレットだったり、ちっちゃな、極端なこと言えば携帯でもいいわけですよ。です、その辺は、同時というか、もしやるんだということになれば、基本的に貸与されたタブレットで、共通の、当然同じ環境じゃないと、俺の古いパソコンだからそんなデータもらっても動かんわなというのでは困っちゃうので、その辺も含めて、上越市は基本的に皆さん貸与、全員貸与されているということだったんで、そういうのも含めて、もうちょっと具体的な案を妙高クラブで出したいと思っています。

○委員長（高田保則） じゃあ確認します。私は、早くやるということで、I C T環境の整備ということで、156条の駄目だという見解ですけど、今回よくなったということで、これについては、ルール決めるか決めないかは別として、今自分が使っているタブレットでも持ち込んでいいと私、解釈しているんですけども。それは駄目なんです

か。そうしないと、環境を整えるということになれば、貸与も含めて、Wi-Fiも含めて総体的に全部やらないとこの問題解決しないわけですね。私の解釈は、環境を整えるということで、156条の解釈したんですけど、自分の持っているタブレットは現状でも持ち込んでもいいという解釈で私はいるんですけども。その辺はどうなんでしょうかね。

小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） それは使い方をどう想定するかによって違ってくると思うんですね。ただ、今さっき会議規則どうなっているんだか、という話があったけども、それを今例規集を調べるという話程度であれば、どんなやつでもいいわけですね。ただ、堀川委員がおっしゃられるような、政策に関わる部分のような、具体的なデータとか、そういったことになるとやっぱり同じような形でないと、出てこないというのも多分出てくると思います。だから、そこら辺はやっぱりどこまでやるかというところが問題になってくると思いますので、どの段階で、一気にそれできないんで、どこまでどの段階でやるかということを含めてもう一度会派で検討して案を示していただければありがたいなと思いますけど。

○委員長（高田保則） 佐藤副委員長。

○佐藤副委員長（佐藤栄一） 上越見ますと、貸与という非常にいい環境にあるから、あれだけ進んでいるんだと思いますし、Wi-Fi環境がすでに議会棟だけのものを持っていると、持っていたという環境もあったんで、バタバタと進んだと思うんですよ。我々のところは、ないものばかりなんで、例えば、今、Wi-Fi環境ができたとしても、今言われているように機器どうするかという問題が出てくる。今度、政務活動費で同じもの買いましょと言わないと、同じものじゃないと、アプリ入れたり、いろんなものを入れたときの動き方も違ってきちゃうし、じゃあ、委員会中で1ページずつめくっていったって、違うページ出ていっちゃうわけなんで、その辺考えると、妙高クラブに一旦戻してもらって、詳しくやるのもいいんですが、やった場合には、タブレットが揃っている場合と、いろんな機器を使う場合の2種類案位を出してこなきゃいけないなというふうな思いはしています。その辺を考えながら、少し時間をいただいて検討させていただきたいと思います。

○委員長（高田保則） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 多分、5階に専用のLANがきていないということで、簡単に、工事も多分しなければいけないと思うんで、予算もかかるでしょうし、どういう使い方をするためには、どれくらいのネットの容量が必要で、そうすると月々いくら位かかるんで、じゃあ折半して、議員17で割ると、いくらぐらい毎月かかりますよというところまで詰めない。私にしてみればどんなに早くとも、来年度予算以降の対応になると思うんで、前、議運でもって、パソコンの先進地行ってからあれから一步も進んでいないということだったんで、今回こういった形でやる方向に行きましょうということであれば、来年度予算に向けて、使い方とかですね、どんな機種を入れるか、使い方のルールも含めて、予算も含めて、まあ今年にかけて、来年度予算にこれくらい盛りたいんだけどというのを期後半くらいからやっていければいいのかな位の感覚なんですけど。

○委員長（高田保則） わかりました。私はもっとスピーディということで、現でも、使える人は使ってもいいんじゃないかという解釈だったもんですから。今、提案ですと、そうではないということなんで。

小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） おっしゃるとおりだと思うんですけども、予算からんでくると、私どもには、どうにもならん部分ありますので、それも含めてできるだけ早くというのはこういう御時世ですので、小学校がみんななっているのにね、というのがありますので、それも含めて、できるだけ早くなるようお願いしたいと思います。

○委員長（高田保則） わかりました。この問題については、ここで議論するよりも、別組織でやるということでもよろ

しいですか。

〔何事かいうものあり〕

○委員長（高田保則） 妙高クラブに返すんですか。妙高クラブでなくとも、それに対して、議員もいらっしゃるんじゃないですか。

堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 8ページに出ている、これをもう少し、具体的に、ルールも含めて案として提案し直すと、8-1になったり、8-2になったり、もうA4、1枚か2枚ついてきて、より具体的に、こうなったらこうなりますというようなものも、予算のそれも含めて提出してというような話になります。

○委員長（高田保則） じゃあ、今の妙高クラブが提案しております、ICTの環境の整備については、もう一度差し戻しをしたいと思います。中でもうちょっと具体的に揉んだものを再提案していくということで、それから議運で討議していくことにしたいと思いますので、じゃあ、7ページ、8ページについてはそういうことでお願いしたいと思います。以上です。

○委員長（高田保則） 2時まで時間がありますので、もうひとつ、9ページの改革クラブから出ております、議員提案条例及び、政策提言実現に向けた仕組みの整備ということで出ております。事務局説明願います。

池田係長。

○池田係長（池田清人） それでは、9ページごらんください。提案会派は改革クラブさんです。提案の内容としましては、議員提案条例及び、政策提言実現に向けた仕組みの整備ということで、詳細は別紙ということで、10ページ、11ページに詳細がありますので、よろしく願います。現状といたしましては、9ページですけども、提案にあるような、議員提案条例制定とか政策提言実現に向けた仕組みがないと、仕組みがないとありますけど、条例制定したという実績がないということかと思えます。

次に、議会基本条例に基づき、執行機関に対し議会による積極的な政策立案、政策提言というものが求められているのかなというふうに思います。課題としましては、そちらにちょっと書いてありますけども、議員等による条例制定の提案や政策提言というのは、提案等に至る様々な背景や、いろいろな立場、議長としての提案とか、議員さん個人としての提案ですとか、会派とか、会派の合同ですとか、常任委員会とか、いろんなことが想定されるんですけども、そういったところで一つのルールに馴染まないというような場合も考慮していかなきゃいけないのかなということで、書かせていただいております。以上です。

○委員長（高田保則） 今、事務局から提案ありましたけども、いかがでしょうか。

今まで、議員提案による条例制定っていうのは、10何年の議員生活ではなかったですけども、これから地方議会ではそうであるべきだといういろんな御意見がでておりますし、それに向けて、条例をどうするかということも、ここにフローチャートとして提案してあるわけですけども、問題は、今ありましたけども、多分ここにいる8人のみなさん、提案するにしてもいろんな背景、いろんなものがあって提案する。また、複数の人数でやって提案したのもそうですし、そういうことで、課題としては、同じフローチャートではなじまないんじゃないかという一つの問題があるということで、今、事務局でも課題になっておりますけど。それを含めて、議論していただきたいというふうに思います。

阿部議員。

○阿部議員（阿部幸夫） 今、委員長のほうで言われたとおりでありまして、いろんなやり方、方法、または思っていることっていうのはあるわけでありまして、それをいかにどう進めていくか、結論に達するのいろんな方向があるんだろうと思います。ただ大事なことは、どうそれぞれの立場において、意識改革をもって、進めていくか、こ

ここで立ち止まらずに、よりよいあり方とは何だと、こういうところが非常に大事だということですね、焦点としては思っているところでありまして、このフローチャートは一つですね、フローチャートとしてですね、御理解いただきながら、そういうところにポイント絞らせていただければと思っています。

○委員長（高田保則） 阿部委員から御意見いただきましたけども、いかがでしょうか。

堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 議会提出の条例というのは、議会基本条例というのは議会で出した条例ですよ。手前味噌ですけど。一応条例なんで、あれは議会で提案したのかなということで。確かに、国会ですと、国会議員の方がいわゆる条例というかそういったものを出すんですけど、なかなか地方議会では特に、妙高市程度の地方議会ではこういった、なかなか条例は制定しづらいということで。これ見ますと、議員提案条例ということは、議員が条例を提案するための条例というような形なんですか。違うんですか。私この意味が。政策提言というか、この辺はわかるんですけど。提案条例、議員が提案しなければいけない条例ことなんですか。その辺が。どうなんですかね。

○委員長（高田保則） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 提案条例というのは提案の仕組みを整理するという意味で、議員提案条例じゃなくて、議員提案及び政策提言というふうに解釈してもらってもいいと思います。要するに、フローチャートに書いてあるのは、地方自治法だとか、会議規則にまったく乗っかっているもので、見新しいものはあんまりないんですよ。ただ、議員の提案による条例、多分それは予算に伴うものはできないですし、執行に関わる分もできないから、理念とかね、考え方、いじめ防止条例とかね、なんとかで乾杯とか、こうあるべきだ、市民の思いを形にするというのが、議員提案の限界かなと、限界を設けちゃいけないか。だから、それを積極的に出していくためには、こういう流れをわかっていてやるべきじゃないかと、いうことで、これを何かマニュアルに入れろとかですね、これ自体を条例としろということではないということです。併せて言わせていただければ、最初に、議連の委員長さんがおっしゃられていましたし、今日の守谷市の報告の中でも、政策条例の提案も含め、議会としてこういう機能も必要だと、おっしゃられておりますので、それを流れとしてみるとこうなると、いうことで示させていただきました。

○委員長（高田保則） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） わかりました。逆に言うと、であれば、今、議会基本条例ということで、議会としてやらなければいけないことを、ある意味当たり前のようなことを文言にしてあるようなことで、逆に言えば、こういうものがなくても、今でも条例を作ろうと思うば、例えば、観光地における外国人のなんとか迷惑何とか条例ですとか、当然、全議員がそのことに対して賛成と言いますか、当然議会として出すわけなんで、その辺が、俺はちょっとと言っても、多数決になってしまうのか、その辺の条例の作り方というか、まあ、話はだいたいわかって、これで悪いということは絶対ないと思いますので、このフローをいかに忠実にやるかということなので、いいと思います。

○委員長（高田保則） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） 私はね、条例なんですけども、議員向けの条例はつくりましたよね、やっぱり毎回言ってるんだけど、市民に対する条例というのは、議員の権利だと思うんですよ。我々の権利なんですけども、一つこういう条例をつくりたいということで、議員から出たとしたならば、それがスムーズにいけるようなシステムを作ってあげるのが、僕は議会改革だと思うんですよ。だから、今、一つ何か作るというんじゃなくて、それが出た時に、いやそんなの駄目じゃなくて、そこではスムーズにこのルール化したやつで、こういうじゃあ委員会を作ってやりましょうとか、そういうものがスムーズにあって、議論がなされる場がスムーズにできて、それで条例が制定できるようなそういう雰囲気、そういうものをルール化してやることによって、議員の最大の特権である質問と条例制定

に対してはスムーズにいけるような改革を望んでいるもんだと、これを見て受け止めたんで、ぜひそれをやってもらいたいと思います。それだけなんです。

○委員長（高田保則） このフローチャートについては、素晴らしくよくできていると思うんです。ただ、これが、全ての条例制定についての参考、これに当てはまるかというところでない場合もあるということは理解してもらいたいんですが、ですから、このフローチャートについては、私は、マニュアルの裏にもあったような気もしたんですけども、それにかわったものが、こういう現実的にね、こういうときはこうだというもの、目安としてのフローチャートであればいいかなというふうに思うんですが、いかがですか。

小嶋委員

○小嶋委員（小嶋正彰） 全くおっしゃる通りです。この中でですね、あえて言わせていただければ、特に重要だというのは、四角で囲ってある、必要により所管事務調査、議員間討議、市民との意見交換会、この3つですね、従前から議会改革ということですとずっと議論してきたこと、これをきちっとフローチャートの中に入れてですね、流れの中に入れて、これを武器としながら、議会としての意見表明をしていく、条例制定をしていくと。ここの部分を皆さんからわかってもらえるとうれしいなと思って、このフローチャートにしてみました。

○委員長（高田保則） 私個人としても素晴らしいフローチャートになっていると思います。ただ、この扱いをどうするかということ、みなさんの御意見をいただきたいと思っています。

堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 逆にあれですかね、過去にそういった、今は会派代表者会議をしていますけど、過去に例えば議員個人がこういうことをぜひ条例化してほしいみたいな形で議運なりに上げてきて、途中でそんな駄目だと言って、蹴られた条例ってあるんですかね。ないですよね。おそらく、会派なり、個人なりがですね、例えば、観光地のそういった外国人とのトラブルがあるから、外国人の迷惑防止条例みたいのを、本当に誰がみてもおそらく、ああそうだよ、これから大事だよというようなことがあれば、例えば、誰かが足を引っ張ってね、そんなのやらないでいいよ、というようなことにはならないと思いますので、本当に、実際にそういのが出てきて、このフローに載ってですね、それじゃ市民の意見交換会いらんんじゃないかとか、出てくると思ったりするんですけど、まあ、あくまで基本は基本で、これで、実際に一回もまだ誰もそういったものやったことばないということで、何が問題で、何がこれに欠如しているのか、というのわからないので、これはこれで、私はいいと思いますよ。あと、誰か、会派でも個人でも、本当にこういうの出したんだというのが実際に出てくる前におそらく、こういうの出したんだということで、今、会派代表者会議というものやっていますので、そういうところで調整をうまくしてもらえれば、そんなに、誰が聞いてもいいような話をですね、足を引っ張るということはないと思いますからいいと思いますけどね。

○委員長（高田保則） だから、今、私、何でこれが必要かと言うと、一応、議員提案ですので、全議員が同じ考え方を共有していくことについては、こういうこともやらなければいけないんじゃないかという、一つの流れだと思うんで、これがすべてですということにはならないと思いますんで、今言ったように、ここをいらんんじゃないかというものもありますし、いやこれは是非、必要だということもありますし、その辺はその辺で、またいいと思うんです。ただ、このせっかく提案いただいたこのフローチャートをどういう扱いにしていこうか、これから討議していただければと思うんです。

渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 今ほど、提案された皆さんからも説明ありましたが、マニュアルには、議会報告会や意見交換会のフローも書かれていますし、そういう点ではこれ見ると、議会全体の問題もあるけど、会派で条例を出し

たいとか、数人で出したいというときにも参考になるフローチャートではあるから、これを例えば参考文献とし、資料として、あそこへくっつけるというのは必要じゃないかなと思うんです。その時は、今、小嶋さんから言われたけど、提案条例じゃなくて、政策提言、実現に対するフローチャートだと言って書いて載せてもらいたいと思いますね。

○委員長（高田保則）　じゃあ、あれですか、今、渡辺委員言った、この議員提案条例じゃなくて、議員提案及び政策提言実現に向けたフローチャートということでよろしいでしょうか。

佐藤副委員長。

○佐藤副委員長（佐藤栄一）　今、渡辺さん言うとおりの、条例はどこか行っちゃうんで、この議員提案条例という、議員が提案する条例とか、真ん中にひらがなないれないと、議員提案による条例、及びとか。そういう感じにしてもらえれば分かりやすいかなと思うんで。それで、今、渡辺さん言うように、参考として、入れてもらえばいいかなと。

○委員長（高田保則）　今、副委員長のほうから、文言については、議員提案による条例及び政策提言実現に向けたフローチャート、参考という形で、議会マニュアルに載せていくということで、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則）　よろしいでしょうか。標題については、「議員提案による条例及び政策提言実現に向けたフローチャート（参考）」ということで、議会マニュアルのほうへ載せていくということで決定させていただきますので、よろしく願いいたします。

○委員長（高田保則）　以上で、今日持っている議案はすべて終了しました。ちょっと30分早いですが、議会進行にありがとうございました。

事務局長。

○事務局長（岩澤正明）　次回の全員協議会での報告、それと、検討することになっているものについて、今後どうするか、一旦決めておいた方がよろしいかと思って、お願いします。

○委員長（高田保則）　一つは農業委員の問題、それから政務活動費の問題、この二つが、継続ということで、なっているわけですが、今、三つ終わりましたんで、新規にまた、じゃあ何をやるかということを含めた中で、次回の議会運営委員会いつにするか。

事務局長。

○事務局長（岩澤正明）　このままいくと最終日になりますけど、最終日も午前10時からということになりますんで、昼ごろに終わってしまうと思いますし、その日は懇談会、執行部との懇談会も午後からありますんで、ちょっと時間的にはタイトかと思います。ちょっと難しいかと思います。まあ、できなくなはいです、午後からできなくなはいと思います。

○委員長（高田保則）　別に休会中もでいいんだ。そしなればスピーディにならないよ。休会中にやるんさ。休憩します。

休憩　午後　1時29分

再開　午後　1時35分

○委員長（高田保則）　休憩を解いて会議を続けます。次回は3月12日本会議、全員協議会終了後、議会運営委員会を開催します。議題については、継続されております農業委員会の関係、政務活動費の問題とその他に新たに審議すべく、優先順位があればここで決めていきたいというふうに思います。

○委員長（高田保則） それでは、以上で議会運営委員会を閉会します。大変御苦勞様でした。

閉会 午後 1時35分